

6. 推進体制

(1) 将来的な下保谷四丁目特別緑地保全地区の保全活用体制について

下保谷四丁目特別緑地保全地区では、平成24(2012)年に特別緑地保全地区に指定される以前から現在に至るまで、住民ボランティアと西東京市とが連携して、管理・運営を続けてきました。

しかし、現在の西東京市の管理体制や、日常管理を担っている高橋家屋敷林保存会への負担から、下保谷四丁目特別緑地保全地区内を、毎週金曜日の午前中の野草園の開放やイベント時での開放に限られているのが現状です。

多くの市民に長い時間、下保谷四丁目特別緑地保全地区を保全活用してもらうために、市民が下保谷四丁目特別緑地保全地区に関わることができる機会を増やし、下保谷四丁目特別緑地保全地区のファンづくりにつなげていくとともに、新たな住民ボランティアの掘り起こしや育成、小学校や地域の事業者などその他のプレイヤーとの連携を図っていく保全活用体制の構築を目指します。また、住民ボランティアが管理上必要な部分を補うため、専門家の意見を聞いて管理を行っていくこととし、将来的には民間活力の導入を視野に、保全と活用に関する話し合いの場を継続することを検討していきます。

【当面の保全活用推進体制】

